続開始、再生手続開始等の申立てがあったときは、この限りでないこととした。（第七一条第一項関係）

(イ)　集合動産譲渡担保権の目的である動産の価額に一〇分の九を乗じた額

(ロ)　当該集合動産譲渡担保権の実行の費用及び集合動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権が複数ある場合にあっては、その最も優先するもの）の被担保債権の元本の合計額

ロ　集合動産譲渡担保権設定者又はその債権者は、イの義務の履行を確保するため必要があるときは、集合動産譲渡担保権者に対して相当の担保を請求することができることとした。（第七一条第五項関係）

(5)　動産譲渡担保権者による配当要求等及び動産競売の申立て

イ　動産譲渡担保権者による配当要求及び動産譲渡担保権者に対する配当又は弁済金の交付については、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第一三三条及び第一四一条第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに同法第一四二条第二項において準用する同法第九一条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定を適用することとした。（第七二条第一項関係）

(6)　動産譲渡担保権者による担保権の実行としての競売の申立てについては、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第一九〇条の規定を適用することとした。（第七二条第二項関係）

(6)　動産譲渡担保権の実行のための保全処分

裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、債務者、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者が、価格減少行為等（譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この(6)において同じ。）をし、又はそのおそれがあるときは、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者の申立てにより、当該動産譲渡担保権者等が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、価格減少行為等を禁止することを命ずる保全処分又は公示保全処分等を命ずることができることとした。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでないこととした。（第七五条第一項関係）

(7)　動産譲渡担保権の実行のための引渡命令

裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を当該動産譲渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができることとした。ただし、当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでないこととした。（第七六条第一項関係）

(8)　動産譲渡担保権の実行後の引渡命令

裁判所は、帰属清算時又は処分清算時の後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨（(1)イ(ロ)の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合又は(2)ロ(ロ)の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合にあっては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨）を命ずることができることとした。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでないこととした。（第七八条第一項関係）

(9)　債権譲渡担保権者による債権の取立て

債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができることとした。（第九二条第一項関係）

(10)　集合債権譲渡担保権の実行

集合債権譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合債権譲渡担保権者が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について(9)の規定による取立て、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができないこととした。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければ、これをもって第三債務者に対抗することができないこととした。（第九四条関係）

(11)　集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

(4)の規定は、(9)等の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅した場合について準用することとした。（第九五条関係）

(五)　破産手続等における譲渡担保権の取扱い

(1)　破産手続等における譲渡担保権の取扱い

譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者については、破産法中破産財団に属する財産につき質権を有する者に関する規定（譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあっては、同法第一八四条第二項から第四項までの規定を除く。）を適用し、民事再生法、会社更生法その他の法律の規定の適用についても同様とすることとした。（第九七条関係）

(2)　再生手続における担保権の実行手続の取消命令

裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより、担保を立てさせて、(四)(3)イの規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は(四)(10)本文の規定による通知の取消しを命ずることができることとした。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が再生手続における共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないこととした。（第九九条第一項関係）

(3)　破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力

集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定等があった場合には、(四)(3)イの規定による通知があったものとみなして、(四)(3)ロからニまでの規定を適用することとした。（第一〇六条関係）

(4)　破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力

イ　集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定等があったときは、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権には及ばないこととした。（第一〇七条第一項関係）

ロ　集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定等があったときも、イと同様とすることとした。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでないこととした。（第一〇七条第二項関係）

(5)　動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等

イ　集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第一六二条第一項等の規定を適用することとした。（第一〇八条第一項関係）

ロ　集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合において、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その債